

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号
松浦海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会事務局設置規程（昭和52年 佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号）の一部を次のように改正する。
松浦海区漁業調整委員会

平成25年11月15日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 草 場 淳 吉
松浦海区漁業調整委員会会長 川 崎 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(文書の管理) 第6条 文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）の例による。	(文書の管理) 第6条 文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。） <u>及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</u>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。